

八尾市教育委員会 6 月定例会会議録

開催年月日	平成20年6月20日（金）
開催場所	本館6階 大会議室
開催時間	午前10時00分
出席委員	寺前 委員長 篠原 委員長職務代理者 百瀬 委員 山本 委員 中原 委員（教育長）
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長・浦上教育推進担当部長・藤田生涯学習部長・濱野教育委員会理事・杉分学校教育部長兼総務人事課長・中山学校教育部長・倉本生涯学習部次長兼生涯学習スポーツ課長・田中教育政策課長・橋本施設管理課長・藤井学務給食課長・柿並指導課長・吉岡教育サポートセンター所長・渡邊人権教育課長・大谷八尾図書館長・岸本文化財課長

【寺前委員長】 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより教育委員会6月定例会を開催いたします。

まず、教育委員会5月定例会会議録の承認について審議いたします。

委員の先生方から何かご質疑ございますでしょうか。特にございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ないようでございますので、それでは次に、委員長報告を行います。

（委員長報告）

6月13日（金）	午前10時より、定例教育委員協議会に出席。
6月19日（木）	午前10時より、市議会文教産業常任委員会に出席。

【寺前委員長】 続きまして、教育長報告を中原教育長よりお願いいたします。

（教育長報告）

5月24日（土）	午前10時30分より、YAOアートコレクション絵画添付式に出席。
5月26日（月）	午後7時30分より、体育連盟 理事会に出席。
5月27日（火）	午前10時より、中河内地区人事協議会に出席。
5月28日（水）	午前10時より、社会を明るくする運動実施委員会に出席。 午後1時より、行財政改革推進本部会議に出席。 午後2時より、校園長会役員と市長との懇談会に出席。
5月30日（金）	午後1時より、国際交流センター 評議員会に出席。
6月2日（月）	午前9時30分より、社会教育委員会に出席。
6月3日（火）	午前11時より、指導主事研修会に出席。 午後5時30分より、行財政改革推進本部会議に出席。

6月4日（水）	午前11時より、校長会に出席。
6月5日（木）	午前9時30分より、部長会に出席。
6月6日（金）	午前9時より、八尾体操クラブによるマット等の寄附に対する市長感謝状贈呈式に出席。 午前10時より、曙川小学校135周年記念式典に出席。 午後4時より、八尾税務署管内租税教育推進協議会定期総会に出席。
6月10日（火）	午前10時より、郷土文化推進協議会 総会に出席。
6月13日（金）	午前10時より、定例教育委員協議会に出席。
6月14日（土）	午後2時より、青少年健全育成八尾市民大会に出席。 午後4時より、歯科医師会創立60周年記念式典に出席。
6月16日（月）	午前10時より、市議会6月定例会本会議（1日目）に出席。
6月17日（火）	午前10時より、市議会6月定例会本会議（2日目）に出席。
6月18日（水）	午前8時30分より、特別職会に出席。
6月19日（木）	午前10時より、市議会文教産業常任委員会に出席。

【寺前委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの委員長報告並びに教育長報告について、何かご質疑ございますか。いかがですか。

【百瀬委員】 5月28日の校園長会役員と市長との懇談会に出席されたということで、先ほど、橋下知事といろいろ話の内容を深めたという言葉をいただいたわけですが、私どもも5月8日に市長との懇談をさせていただきました。その中で、かなり市長からも将来の教育に対するビジョン等を語っていただいたわけですが、校園長会の役員さんとの話の中で、もう少し深めて私どもが聞いておいた方がいいということがありましたら、教えていただけたらと思います。

【寺前委員長】 浦上部長よろしくお願ひします。

【浦上教育推進担当部長】 私どもも、当日出席させていただきまして、最初に橋下知事のPT案に係わりまして、八尾市で影響はないのかどうかということも各校長先生から出されました。あの時点ではまだ、知事の方角性が出てませんでしたので、35人学級等が廃止された場合どうかという一般的な話し合いがありました。

それから、学校から要望でもないんですけども、各幼稚園あるいは小・中学校の現状課題が出されまして、市長も、「どんどん何でもいいから言ってください」という雰囲気になりまして、今、本当に学校で困ってることを出されました。特に、学力向上に係わりまして、教育環境の整備というあたりが大きなポイントでした。クーラー設置のことも出まして、市長としても、今後とも考えていきたいという方向性を、各校園長先生方にお知らせされました。以上でございます。

【寺前委員長】 どうもありがとうございました。

我々教育委員とも、今月26日にまた懇談をさせていただきますので、委員の皆さん方、そのときにいろいろと意見交換をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本件について他にないようでございますが、よろしゅうござひますか。

それでは、他に質疑がないようでございますので、次に進ませさせていただきます。

{ 議 案 審 議 }

【寺前委員長】 それでは議案の審議に入らせていただきます。

6月の議案	
議案第21号	平成20年文化の日八尾市教育委員会表彰審査会委員の任命の件
議案第22号	八尾市立学校園等に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件
議案第23号	平成21年度使用八尾市立学校教科用図書採択に関する件
議案第24号	社会教育委員の委嘱に関する件

議案第21号「平成20年文化の日八尾市教育委員会表彰審査会委員の任命の件」について審議いたします。

提案理由を杉分次長よりご説明願います。

【杉分学校教育部長】 それでは、ただいま議題となりました議案第21号「平成20年文化の日八尾市教育委員会表彰審査会委員の任命の件」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号の規定に基づきまして、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、本年11月3日の文化の日におきまして、市長部局とあわせまして、教育委員会といたしましても広く本市の教育の発展にご貢献いただいた方、また、団体を表彰していくため、八尾市教育委員会表彰規則第6条及び第7条の規定により、八尾市教育委員会表彰審査会を設置し、諮問いたし審議していくに当たりまして、審査会の委員を任命することから、別紙のとおりご提案申し上げます。

恐れ入ります、次ページでございます。平成20年文化の日八尾市教育委員会表彰審査会委員名簿（案）でございます。

構成委員につきましては、例年どおり教育長のほか、教育委員会事務局の部長職の職員を審査会の委員に任命してまいるのでございます。また、今後のスケジュールといたしましては、7月から10月まで3回程度の審査会を開催した上、本年10月の定例教育委員会におきまして、答申をする予定でございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく願いいたします。

【寺前委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑ございませんか。

【篠原委員長職務代理者】 質問じゃないんですが、要望だけ申し上げます。

この文化の日の表彰につきましては、毎回申し上げているんですが、できるだけすそ野を広げていただくということが大前提でございます。そして、特に児童生徒に係わっての表彰については、体育系は、何位とかはっきりしたのが見えますけれども、文化活動で見えにくい部分で活躍してる子どもがいるんじゃないかと思うんですね。そういうことで、先ほど申し上げたようなすそ野をできるだけ発見するという姿勢を持ってやっていただければ。この4人の委員の下に、ワーキンググループ的なものがあると思うんですが、そこらのところよろしく指導を賜りまして、できるだけ候補者が大勢出るようお願いしてお

きます。

【寺前委員長】 どうもありがとうございます。他に何かございませんか。

それでは、私の方から一つお聞きしたいんですけども、学校園等に推薦の依頼書を出すわけですけども、そういったあたりはいつぐらいの予定でなさってるんですか。もう既に出されてるんですか。

【杉分学校教育部長】 本日、この件が承認いただきましたら、その後、第1回審査会開催後に学校園また、関係部局に通知する予定をしております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

先ほど、篠原職務代理から、すそ野を広げてほしいということも、これ毎回ですけども、我々もお願いしてることであり、さらには、例えば部活等の指導者といった方々も大変熱心にやっていただいている方もあろうかと思っておりますので、そういったあたりも、これは先生も含めて、一遍、検討していただきたい。前からも言っておるんですけども、そのあたり何か検討なさってますか。

【杉分学校教育部長】 委員ご指摘の点は、以前からご意見をいただいているところでございます。今年度、審査会を開催するに当たりまして、ただいまいただきました意見を踏まえまして、審査会事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

そういった篠原職務代理の意見、あるいは今、私が申し上げましたことも踏まえて、十分候補者の選定をお願いしたいと思います。

【篠原委員長職務代理者】 補足なんですけども、今、委員長からもありましたんですけども、府の文化の日の表彰式のときによく見るのは、例えば高等学校でのクラブ活動で、生け花を長いことずっと指導してこられた人が文化の日の表彰の対象に大阪府ではなっています。八尾市でも、学校へ足繁く熱心に指導に来ておられるという方もおられるんじゃないかと思うんですね。そういうこともよく見ていただいておりますので、よろしくお願いたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

医師とか薬剤師の先生方については、よく表彰されてるわけですので、今、篠原職務代理がおっしゃったような面も、私が申し上げたことと同様と思っておりますけども、十分検討していただきたいと思っております。

【百瀬委員】 いいですかね。1点お聞きしておきます。

審査の対象として、いろいろな団体等が上がってくると思うんですけど、あくまで審査に対して上がってきた団体と個人だけが対象になってるんでしょうか。それとも、教育委員会として十分に広く視野を広げながら、各分野の中で、こういうことが上がってるよ、こういうこともみえるっていう、委員会そのものからも働きかけはやっておられるんですかね。

【杉分学校教育部長】 事務的なことでございますが、今現在は、基本的には学校園・各所属から上がってきた方と団体のみ審査ということでございます。

【百瀬委員】 新聞等に載るような、リサイクル問題で全国的に非常に大きな賞を取ったという場合、もし審査対象として各学校から上がってこなくても、そういうことで八尾市の中でも十分に発表したことが認められてるということを含めて、多く網を張っていただ

いて、すそ野を広げるという意味では、働きかけを委員会からもどんどんしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

いずれにしても、皆さん、できるだけすそ野を広げて候補に上げてほしいというところでございます。また子どもさんでしたら、表彰状をいただいたら励みにもなりますしね。

【中原教育長】 今ご指摘いただいたことについては、我々もアンテナを張りながらやっているとところです。昨年も、教員が地域の中で講念仏踊りを指導されてるということをやキャッチいたしまして、もう10年以上やってるので、これを区切りにして表彰できないかという話が、他課から舞い込んでまいりました。学校だけでなく、地域のほうにも情報をもたらせるような形で進めたいと思います。例えばずっと学校の花壇を整備している活動も、何年か続けていくと対象になってきます。そういう、心温まるような活動を、できるだけ顕彰していきたいと思っております。

【杉分学校教育部次長】 今、各委員から種々ご意見をいただきまして、先ほども申しましたとおり、委員会の意見を踏まえまして、審査会事務局といたしまして、そういう形で事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【寺前委員長】 今、次長おっしゃっていただいたように、よろしくお願ひしたいと思います。他に何かございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第21号について、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号「平成20年文化の日八尾市教育委員会表彰審査会委員の任命の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第22号「八尾市立学校園等に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件」について審議いたします。

提案理由を杉分次長よりご説明願います。

【杉分学校教育部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第22号「八尾市立学校園等に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件」についてご説明申し上げます。

本規則の改正につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴いまして、勤務開始時間より設けておりました15分間の休息時間を廃止するにつき関係条項を整備する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

第2条中「技能労務職員」を「労務職員」に、第3条第2項を「校務員の勤務時間は、午前7時45分から午後4時15分までとする。ただし、正午から午後0時45分までの間は、休憩時間とする。」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、本規則の施行期日は、平成20年7月1日といたしておるところでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま提案理由の説明がございました。委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。いかがですか。

校務員さんの関係ということで、一般職については市長部局で一括して改正されておるといふ理解でいいわけですね。

【杉分学校教育部長】 この勤務時間等に関する条例に関しましては、3月議会で一部改正がございまして、私どもいわゆる行政職員につきましては、現在、本庁は8時45分から9時まで休息时间ということでございましたが、この休息時間が同じく7月1日から廃止されますので、8時45分からが実勤務時間になるという次第でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。特に何かございませんか。

ないようでございますので、議案第22号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号「八尾市立学校園等に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第23号「平成21年度使用八尾市立学校教科用図書の採択に関する件」について審議いたします。

提案理由を柿並課長よりご説明願います。

【柿並指導課長】 ただいま議題となりました議案第23号「平成21年度使用八尾市立学校教科用図書の採択に関する件」につき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、次のとおり委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、本年度は八尾市立小学校教科用図書の採択事務年になっております。これまで本市の場合、国の規定並びに大阪府教育委員会の定める採択基準にのっとり大阪府の指導助言を受けながら採択事務を行ってまいりました。今後につきましては、国・府の通知等を踏まえながら、八尾市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程及び選定委員会運営要領に基づき、より一層本市の教育委員会の主体性を発揮し、適切な教科書採択に向け、採択事務を進めなければならないと考えております。つきましては、平成21年度使用の小学校教科用図書採択事務を開始してまいりたいと考えておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【寺前委員長】 どうもありがとうございました。

今回は、今、ご説明ございましたように小学校の教科書ということでございます。八尾市の子どものための主たる教材としての教科書でございますので、教育委員会として、その権限と責任において採択してまいりたいと考えております。

採択についてご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思っております。

【百瀬委員】 今、国・府からの通知によって採択を進めていくという報告があったわけですが、どのようにこの採択について考えたらいいかについての府の考え等を含めま

して、今後、八尾市としてどのように考えていくのか。この場合、新たな検定教科書がない中で、その採択等の必要性を府がどのように考え、八尾市はどう考えてるのか、少し教えていただけたらと思います。

【柿並指導課長】 前回、小学校におきまして教科用図書の採択替えがございましたのは、平成17年度用図書につきまして、平成16年度に採択替えを行っております。このときには、平成15年12月に小学校学習指導要領が一部改訂になったことに伴い、教科書会社が11の教科にわたり新しい教科書を発行し、その新しい教科書の中から採択を行ったということでございます。

ただ、今ご指摘ございましたが、今年度につきましては、新しい教科用図書、いわゆる検定図書はございませんが、平成20年4月10日付けの「府教委小中第1127号」におきまして、「小学校用教科書については、『小学校用教科書目録』（平成21年度から平成22年度使用）に搭載されている教科書から採択すること」ということが示されております。

新たな検定教科書はございませんが、府からも新たな採択業務が必要という見解が示されております。そのような状況でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、柿並課長からご説明がございましたように、新たな検定教科書はないということでございますが、府から再度採択に入っていただきたいという要請が来てるということでございます。

【百瀬委員】 そうしましたら、同じ教科書を使用する場合でも、新たな採択をしていかないかんということで考えたらいいわけですか。

【柿並指導課長】 今、ご指摘のとおり、同じ教科書を使用する場合であっても、新たな採択が必要であると考えております。

【百瀬委員】 反対に、別の教科書に変更するというのも、今回だったら可能なんではないか。

【柿並指導課長】 採択替えということでございますので、教科書につきましては、一から採択をする状況でございますので、現在使っている教科書でなければならないということもございませんし、現在使用している教科書を採択することも可という通知が来てございます。そのため、変更することも可能かと考えておりますが、今現在、使用している教科書でもございますので、変更については、各学校の使用状況等も鑑み、慎重に取り扱わなければならないと考えております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

【中原教育長】 平成18年に教育基本法が変わり、それに基づいて、今年の3月に学習指導要領が出されていて、来年度から移行にかかるということですが、大きく見てみますと、前回の学習指導要領を受け継いだような形になっています。つまり、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育成するという方針が変わっていないということです。教科書が、前回の学習指導要領の下で作られたものではありますけれども、新たな学習指導要領と大きな変化がないことから、連続しても使用するという意味合いがあるかと思ったりするんですけれども。

とりわけ今度の新しい学習指導要領の中で、思考力や判断力や表現力を、子どもたちに

力をつけるという考えが示されておりますので、今後は選定委員会等も検討されると思うんですが、新しい学習指導要領も視野に入れて、今使っているのはどうか、ということも当然考えなければならない内容だと考えているんですが、そんな考え方でいいんでしょうか。

【柿並指導課長】 今、教育長からご指摘がございましたとおり、学習指導要領の改訂に際しましては7つのポイントというのが示されております。その中で、やはり「生きる力という理念の共有」、それから「基礎的・基本的な知識、技能の修得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「確かな学力を確立するための」というような文言がございます。これらは、前回の学習指導要領の理念を引き継いだものでございます。内容といたしましては、本市が従来から取り組んでまいりました教育施策等にも合致する中身であると考えております。そういったところからも、同じ教科書の採択も可ということではないかと考えております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。他に何かございませんか。

【篠原委員長職務代理者】 以前、検定教科書に対する採択事務を、長時間かけて我々審議したんですね。そしてまた今度、指導要領の改訂に伴って、また採択事務をしてほしいと。現行のもので採択事務をもう一度繰り返せと、こういう意味で解釈していいんですね。その際には、今現場でその教科書を使っているんですから、委員会その他いろいろワーキンググループとかがあると思いますけれども、再度提案される分につきましては、できるだけ現場の声を尊重していただくように、もちろんそういう姿勢でおられると思いますけれども、そこをよろしく願いしておきます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

【山本委員】 先ほど、柿並課長がおっしゃってました7つの事項についてなんですけれども、私たちの認識不足だと思うんですが、保護者からはそういうところがちょっと見えてこないんですけれども、こういう事項は公開していただいているんでしょうか。それを私たちがただ知らないだけのことなのかと思ひまして、ちょっとそれを伺いたいと思います。

【柿並指導課長】 学習指導要領につきましては、改訂になりましたときに小さなリーフレットを全保護者向けにお配りさせていただいているところです。教育内容に関する部分でございますので、7つのポイントの下には教育内容に関する主な改善内容として、言語活動の充実とか、理数教育の充実という細かな部分もたくさんつけられております。そういったところについて、十分ご説明ができているかにつきましては、まだまだ不十分な点もあろうかと考えておりますが、できるだけ教科書採択等の事務を通しまして、どのような理念で教科書が採択されているのかを市民や保護者の皆様にもお知らせしてまいりたいと考えております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。山本委員、それでよろしゅうございますか。

【山本委員】 私も見てなかっただけかもしれないんですけれども、採択にあたってどういう選択事項かというのは書いていただいているのはわかるんですけれども、その方向性とか、ちょっと前の子どもと今の子どもとはまた違うとか、そういうことを踏まえて考えていただいていると思うんですが、それについての説明とか、そういう詳しい説明までは載っていないということではよろしいんですか。

【柿並指導課長】 はい。

【山本委員】 それは今後載せていただくことは難しいですか。

【柿並指導課長】 児童生徒の状況の変化等につきましては、私どもも日々学校等からその把握に努めているところですが、今回、教科書採択の事務を進めてまいります中で、選定委員会等の会議をもたせていただきまして、その会議の中で、子どもたちの状況・実態、それと現在使われている教科書との関係等について、慎重にご判断をいただけるものではないかと考えております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

先ほど、課長にご説明いただいた7つのポイントについては、府から発行された冊子ですか。その辺はいかがなものですか。

【柿並指導課長】 先ほど、私が申し上げました学習指導要領の7つのポイントにつきましては、国の新学習指導要領のリーフレットに示されているものでございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

【中原教育長】 新学習指導要領は、新聞でも出ているので、我々も細かい中身を読んでいます。なかなか市民や国民の皆さんには見えないのが現状です。指導要領が具現化してくるのは、教科書という形を通して、というのが一般的になりますので、その教科書の中にどういう形で表れているのか、それを八尾の子どもたちを指導する時に指導内容として合うかどうかということ、発行されている教科書の中から選んでいくというような形が教科書の採択作業です。

国から出されている指導要領では簡単に書かれてるんですが、具体的にどういう指導をしていくかというのは、なかなか難しいんです。教科書を通して子どもたちにその学習指導要領に示されたことを指導していくという形になっておりますが、めざす目的をどれだけ達成できるかを選定委員が、各項目ごとに細かく見ていって、一番いいだろうと思うのを、前回採択したということです。国からの学習指導要領の中身をどれだけ達成できるかですが、またいろいろ検討させていただきたいと思っております。

【寺前委員長】 どうもありがとうございます。また大変でしょうけど、その方向でご検討願いたいと思っております。

この教科書の採択については、いろいろ議論もございまして、本日の今後の会議の進め方にも係わることもあります。いわゆる「開かれた教科書の採択」に踏み切るのかどうかということもございまして、これは大変重要な課題であろうと思っておりますので、委員の皆さん方のご意見をお聞きしておきたいと思っております。

先生方、いかがでございますかね、この公開ということについて。

【百瀬委員】 1点お聞きしておきたいと思っております。

山本委員からもいろいろご質問されたんですけど、多くの思いというのは、当然、前回適正にきちっとした採択をされたということはわかってるけども、どのように採択されて、なぜ決まったかというそのあたり、前はどのような経過をもって選ばれたか、公開した範囲ってというのは、前回ならばどんなやつだったか、もしよかったら教えてもらえますか。

【柿並指導課長】 平成17年度におきましては、教育委員会で採択事務の開始をご承認いただきました後、選定委員を選任させていただきました。さらに教育委員会で基本方針をお決めいただいた後に、教育委員会からの諮問文を選定委員会にお渡しいただくという形で進めております。選定委員会は、その下に調査員をさらに任命し、各教科単位で教科

書の調査研究を行って、それぞれの教科の資料を作成しております。

また、八尾市教育研究会ですとか、各学校にも教科書を巡回させ、学校の先生方にも見ていただき、資料を作成しております。

それらの資料に基づきまして、選定委員会におきまして審議をしていただき、本市の教科書として適切な教科書につきまして、答申をいただいているという状況でございます。

その答申に基づきまして、教育委員会でさらにご審議をいただき、教科書を採択していただいたという手順でございます。

今、ご指摘のございました公開の中身についてでございますが、前回の教科書採択におきましては、公開で行うことが非常に重要であるという認識のもと、基本方針の確認の時点までは公開で行うべきものである。ただ、それ以降の意思形成過程の段階については、公平・公正の確保、静ひつな環境の確保というところから、非公開で行うのが望ましいのではないかというご判断であったと認識しております。

また、選定委員会につきましても、選定委員のお名前ですとか、会議録、会議議事等につきましても、教科書が採択されるまでは非公開で行うべきということで、非公開とされたということでございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、柿並課長から前回の採択に至るまでの手続的なことも踏まえましてご回答いただいたわけです。どうですか。

【百瀬委員】 今、聞かせていただいたわけですけど、社会の今の情勢の中では、やっぱり公開していかねばならないと、私自身も考えておりますが、今回、採択の方向性を含めて、公開っていうのは、どのぐらいの範囲までとお考えなのか、もし事務局で考えておられるならば、教えていただきたいと思えます。

【柿並指導課長】 今、ご指摘いただきました点でございますが、学校教育の透明性の確保、また説明責任という観点からは、可能な限り公開で教科書採択が行われることが望ましいと考えております。

しかし、平成20年4月10日付けの「平成21年度使用教科書の採択について（通知）」におきまして、「教科書採択においては静ひつな採択環境の確保のため、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること」とも示されております。

そういう状況もございますので、とりわけ外部の方が参加されます選定委員会につきましても、ご配慮いただく必要があるのではないかと考えております。

【吉岡教育サポートセンター所長】 教育サポートセンターより補足させていただきます。

前回の採択にあたっては非公開でございましたけれども、相当の市民の方が教科書センターを訪れられまして閲覧や研究をされておりました。意見箱というのを常時設けておりまして、そこに入っていた意見すべて名前を伏せ、委員会に提示させていただいた経過があり、そういう形で多くの方の意見を届けさせていただいたということでございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

サポートセンターに教科書の展示もしていただきました経過もございまして、同時に意見箱も設置していただきまして、その意見箱からのご意見についても、私どもも拝見させ

ていただきました。また、選定委員さんも、それにも目を通していただきながら、作業に入っていたということですよ。

【篠原委員長職務代理者】 この採択の委員会会議を公開するかどうかは後でちょっとお話をしますが、まず一つお聞きしたいのは、今回、学習指導要領の改訂がありました。

私の経験によりますと、学習指導要領が改訂されると、まず文科省が地方をずっと回ってきてまして講習会をやります。その講習会に大体、都道府県レベルの指導主事あるいはそれに当たるような人が来まして、そして聞いてまいりまして、そしてまた市町村に下ろすと。これが一つの筋だったんです。そういう、学習指導要領の今回の改訂につきましての講習会が現実にあったものかどうかというのが、まずこれ1点。

それから、それがあつたとすれば、どのような流れで、例えば学校現場まで伝わっているのかということ。

それから最後に申し上げたいのは、今度は教科書の改訂は全然行われていない中での採択ということなんです。先ほど申したように、学校に混乱を生じないということ、一番考えなくてはならないと思うんです。ですから、今、我々が採択した教科書を使って、「ここはどうも教えにくい」とか、「これはどうもおかしい」というような瑕疵があれば別なんですけれども、教科書を突然変えてしまうということの、現場あるいは児童生徒に対する影響を考えれば、今度の採択の基本方針というのは、そういう観点・視点に立つべきだと、これは私の個人的な見解であると同時に信念でもあります。今度全面改訂で教科書をつくり変えるときは、前にやりましたように、徹底的な審議をやらなアカンとは思いますが、今度の選定委員が決まって、そしていろいろ動いていただく方々がおられるわけですが、基本方針としては、私が今申し上げたような視点に立つてやるのが重要だと思うんですけれども、何か反論があればまたおっしゃってください。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今回はちょっと従来の教科書の選定とは違うケースでもございますし、新たな検定教科書もないということもありますので、そういったあたり、選定委員さんには説明も十分していただかなければならないであろうと思います。その辺いかがなもんですか。

【柿並指導課長】 学習指導要領の改訂に伴う説明につきましては、その理念や内容についての説明は何度か府を通してございました。ただ、その内容ですとか、移行措置、次年度以降どうしていくのかということにつきましては、まだ詳しい説明はございません。現在の予定では、8月19、20日に指導主事に対する説明会が予定されております。また、8月25、26日に小中学校の校長先生方に直接、新学習指導要領に伴う新しい教育課程についての説明会があると聞いております。

私どもといたしましては、そういう一連の説明を受けた後に、8月の後半になろうかと思いますが、例年行っております中河内3市で教職員に対する教育課程の説明会を実施していく予定でございます。

また、移行措置につきましては、とりわけ教科に関するものでは、算数・数学、それから理科については先行実施ということが示されております。ただ、教科書につきましては、新たに教科書が発行されておられませんので、現在の説明では、国の責任において、現在教科書に記載がない事項については、教材を作成して配付するというところでございます。まだ具体的な方策は検討中という状況でございます。

こういった新教育課程に係わります部分での、教科書の内容という面につきましては、全く前回と変わりがございませんので、委員ご指摘のとおり前回ご審議いただきました内容や、前回作成していただきました資料を活用して、今回、選定委員会の皆様にはご審議をしていただけるのではないかと考えております。

【寺前委員長】 それでよろしゅうございますか。

【篠原委員長職務代理者】 はいそれで結構です。ですから、先ほどからの繰り返しになりますけども、現場の声をできるだけよく聞くということだけよろしく願いしときます。

【寺前委員長】 選定委員さんには、現場の先生方も入っていただくということで、そういったあたりは十分教育委員会の中でも議論があったことをお伝え願いたいと思います。

山本委員さん、何かございますか。

【山本委員】 教科書が、今、すごく薄くなっていますよね。それで、先生方も、いろいろと教えるのは、教科書だけではわからないから参考書を買ってくださいとおっしゃるんですが、先生方のほうでもっと教科書を通して授業の内容をわかりやすく説明できるように、先生方の力量ももうちょっと上げていただけたらということも希望したいと思います。

【寺前委員長】 ありがとうございます。現場の先生方の資質向上については教育委員会としても重点目標等にも掲げておりますし、これは担当部長もよろしく願いたいと思います。

それでは、適正かつ公正な採択の確保の徹底につきましては、大変重要なことであろうと私も思いますし、これを損なうようなことがあってはならないとも考えております。しかし、一方では、情報公開ということで、市民の皆さんにも採択がどのように行われているかを知っていただく必要がございますし、開かれた採択を一層進めなければならないとも考えております。これらのバランスを考えますと、今回の採択事務については、選定委員会の委員の皆さんが外部から不当な圧力を受けず、自由な議論ができるように選定委員会の委員名簿や会議録については、教科書の採択終了後まで非公開とし、前回まで非公開で行われておりました、その他の採択に関する教育委員会議については、公開で行うという方向でいかななものかと思っております。

委員の先生方、この件についていかなものですか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 よろしゅうございますか。

全委員異議なしということでございますので、委員の皆様のコセンサスが得られたものと考えますので、今回は選定委員会の委員名簿や会議録については、教科書採択後まで非公開とし、前回まで非公開で行っておりました、その他の採択に関する教育委員会議については、公開で行うということでまいりたいと思います。

それでは、これを踏まえた上で採択についての基本方針について、柿並課長よりご説明願います。

【柿並指導課長】 それでは、平成21年度使用八尾市立義務教育諸学校教科用図書採択についての基本方針について、ご説明いたします。

お手元の基本方針（案）をご覧ください。

八尾市では、次代を担う子どもたちが、能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな心を持って健やかに成長することを願って、「知・徳・体」の調和のとれた教育の実現を目指し

た八尾市教育重点目標を策定しております。

教科用図書の採択に当たっては、この教育重点目標の理念を踏まえ、教科書が教育を行う上で主たる教材として極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会の権限と責任において主体的に採択業務を行う必要があると考えております。

従いまして、以下の4点を基本方針とさせていただきたいと考えております。

はじめに、「外部からの不当な働きかけによって、円滑な採択業務の支障をきたすことのないよう、公正確保を徹底すること。」

2つ目に、「子どもたちの実態に即して、多角的な観点から綿密な調査研究を行うこと。ただし今回においては、平成17年度使用八尾市立教科用図書の採択の際に作成された調査研究資料等を適宜活用すること。」

3つ目に、「公正かつ適正な意思決定に支障が生じないように配慮すること。」

4つ目に、「可能な限り市民に開かれた採択業務をめざすこと。ただし、選定委員会の委員名簿及び選定委員会の討議内容の公開については、公正かつ適正な意思決定に支障が生じないよう採択事務終了後とすること。」

以上、4点を基本方針として考えておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

基本方針として、今、柿並課長から4点報告いただいたわけでございます。公正確保、それから今回は実態に即した多角的な観点から綿密な調査を行うとしながらも、前回の採択の際に作成された調査研究資料を適宜活用していただくということも、今、報告いただいたわけでございます。

それから、とりわけ選定委員さんの名簿と委員会の討議内容について、公正かつ適正な意思決定に支障がないように、その公開は採択終了後にしてまいりたいと、こういうことでございます。要するに、公正かつ適正な意思決定に支障のないように配慮していきたいということでございますので、こういったあたりについて何かご質問ございましたら、お受けしたいと思います。

【篠原委員長職務代理者】 今の基本方針の4点ですね、先ほどまでの論議で大体言い尽くされたものが盛られていると思いますので、これで結構だと思います。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

どうですか。この基本方針については、よろしゅうございますか。

【中原教育長】 教科書センターに教科書についてご意見が、採択の当時はたくさんありましたけれども、これは指導課もあわせて、平成17年度以降で何か届いてるものがあるか、特に今「教科書で具合悪いな」という話があるのかないのか。あったら教えてください。

【吉岡教育サポートセンター所長】 その時期の以後につきましては、意見箱の中にも意見は入っていません。

【柿並指導課長】 指導課にも、教科書採択以後、特に教科書に関するご意見はございません。

【寺前委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか、教育長。

そしたら、基本方針についてのご意見なり質疑は終わらせていただきます。今回の八尾

市義務教育諸学校教科用図書採択事務に関する基本方針についてご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 皆さん、異議ないということでございますので、それではこの基本方針に基づいて教科書採択を進めていただくものといたします。

前回の採択のときは、ここから非公開で審議を進めたと記憶しておりますが、先ほど委員の先生方とご確認いたしましたので、以後の審議につきましてもこのまま続けてまいりたいと思います。

次に、選定委員会の構成について、氏名については先ほども申し上げましたように、採択終了後まで非公開ですが、構成等可能な範囲でご説明願いたいと思います。

【柿並指導課長】 選定委員会のメンバー構成についてご説明いたします。

今、委員長からご指摘ございましたように、氏名については非公開とのことでございますので、構成等についてのみご報告させていただきます。

選定委員につきましては、八尾市の校長先生方で構成されております八尾市校長会から、それから八尾市の教育について研究を進めていただいております八尾市教育研究会から、それから八尾市の教育課程について研究していただいております八尾市小・中学校教育課程研究委員会から、それから教職員のご代表、また保護者のご代表、それぞれ1名ずつをご推薦いただいたり、選任させていただくという形で選ばせていただいております。教育委員会の事務局からは4名が参加することになっておりますので、全員で9名の選定委員会でご審議をいただく予定でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、氏名は伏せていただきましたけれども、構成メンバーとしてどういうところの代表の方が入っていただくかについてご説明願ったわけでございます。今回は9名ということでございます。前は10名やったわけですね。

【柿並指導課長】 前は10名でございました。前は、教育長が選定委員会の中に入っておられました。諮問する側の教育委員会の教育長が、答申する側の選定委員会の中にお入りになっておられるのはおかしいのではないかとのご指摘もいただきましたことから、今回、改正をさせていただき、9名で選定委員会を構成させていただくことにさせていただきます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

諮問する側と答申する側で同一の方が入っているということで、いかがなものかということ踏まえて、教育長を新たな委員の名簿から外したということでございます。

特にこの委員の構成についてはよろしゅうございますね。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 多方面の方々に入らせていただいておりますし、多角的にご検討いただける人選であると思います。選定委員の皆さんには大変ご苦勞をおかけするわけでございますが、先ほど皆さん方にご検討いただきました基本方針に基づき、しっかりとしたご審議をお願いしておきたいと思います。

委員の先生方、よろしゅうございますか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

次に、選定委員会に対する諮問文について柿並課長よりご説明願います。

【柿並指導課長】 諮問文につきましては、前回同様、検討の観点と留意事項から構成されております。

検討の観点につきましては、「教科書は、主たる教材として児童生徒の教育に極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、その採択に当たっては、学習指導要領に示されたねらいを踏まえ、本市において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき、採択権者がより一層の自覚と責任を持って採択に当たることが重要である。

本市の教育は、日本国憲法や教育基本法等の教育関係法令及び人権教育に関わる各基本方針や指針等の理念に基づき、平和・民主主義・人権尊重の社会を担うにふさわしい人格の形成を図るとともに、生涯学習社会において豊かにたくましく生きるための資質や能力を育成することをめざしている。そのためには、「確かな学力」、「豊かな心」と「健康・体力」等の「生きる力」を育む教育活動が極めて重要である。

以上のような観点を踏まえながら、次のような事項に留意し、適切な教科書の選定について検討をお願いするもの」でございます。これが検討の観点でございます。

次に、留意事項でございます。留意事項は4点でございます。

はじめに、正確・公正・教育的配慮について、「心身の発達過程にある児童生徒のための図書であることにかんがみ、正確かつ公正なものであり、主体的な学習意欲を高め、発達段階に即したものとなっているか。」

2つ目に、人権尊重について、「日本国憲法に保障されている基本的人権を尊重する立場が貫かれているか。これを侵害するような考え方や差別や偏見を生み出すおそれのある記述等はないか。」

3つ目といたしまして、民主的な人間の育成について、「互いに協力して問題解決にあたるような民主的な人間の育成をめざしているか。これをはばむような考え方や記述はないか。」

4つ目といたしまして、確かな学力の育成について、「本市教育の特色や子どもたちの実態に即し、基礎・基本の確実な習得や自ら学び・自ら考える力等「確かな学力」の醸成に資するものとなっているか。」

この4点を留意事項とさせていただきます。

最後に、運営について示しております。「教科書に関わる関係法令に基づくとともに、八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程、八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領及び平成21年度使用八尾市立教科用図書の採択についての基本方針による。」ということでございます。

以上でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、柿並課長から諮問文の検討の観点等の留意事項4点についてご説明いただいたわけでございます。何かこの件についてございますか。

【篠原委員長職務代理者】 確認だけですが、この文言は、前回と年度を変えたぐらいで変更はほとんどないと理解してもよろしいね。

【柿並指導課長】 今、ご指摘のとおりでございます。冒頭ございましたように、学習指導要領の理念等が引き継がれていること、また教科書が同じということから、諮問文等の内容につきましては、前回と同じ内容のものをお示しさせていただいております。

【寺前委員長】 どうもありがとうございます。

特に、よろしゅうございますか。前回と同じということでございます。

ご意見がないようでございますので、この文案で選定委員会に対しましては諮問をさせていただき、ご検討いただいた後にまたご答申をいただきたいと考えております。

これで、今回の教科書に関する案件については、すべて終了いたしました。

委員の先生方に再度ご確認いたします。平成21年度教科書採択事務につきましては、新たな検定教科書がない状況でございますので、選定委員会には、基本方針に基づき、前回の資料等を適宜活用しながら調査研究を行っていただくこと。また、これ以後、選定委員会に関するものを除き、採択に係る教育委員会議につきましては、公開で行うことと決したいと思います。これでよろしゅうございますか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員異議なしということでございます。

それでは採決に移らせていただきます。議案第23号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成21年度使用八尾市立学校教科用図書採択に関する件」について原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第24号「社会教育委員の委嘱に関する件」について審議いたします。提案理由を倉本次長よりご説明願います。

【倉本生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第24号「社会教育委員の委嘱に関する件」についてご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、人権啓発推進協議会よりの推薦により委嘱しておりました鈴木武司委員につきましては、同協議会の役員改選によりまして、中西勝晴氏へ変更されましたので、改めて同氏を社会教育委員として委嘱する必要があるため、ご提案を申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑ございませんか。

それでは、ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第24号につき原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号「社会教育委員の委嘱に関する件」について原案を適当と認めることに決しました。

{ 報 告 事 項 }

【寺前委員長】 次に、報告事項に移らせていただきます。

【倉本生涯学習部次長】 昨日、市議会の文教産業常任委員会で、議案第58号「八尾市立くらし学習館条例制定の件」について、種々ご質疑いただき、ご議決を賜ったわけでございます。今後、本会議で決定されていくわけでございますが、このくらし学習館の条例案の中で、「必要なことは教育委員会で定める」という条文のつくりになっておりまして、今後、本会議の結果を待っていかなければならないんですが、教育委員会として必要なことを定めていかなければならない。それを規則に規定するという形でございます。それをきちっとしておきまして、募集にあたり、募集要項や仕様書づくりに努めてまいりたいと思いますので、今後、政策法務あるいは教育委員会の政策スタッフと規則づくりについて作業に入ってまいりまして、7月の定例教育委員会にかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今日、この定例教育委員会が始まる前に、教育政策課の課長から、我々教育委員に、昨日の審議経過も含めまして、今、倉本次長にご説明いただいた件もお聞かせいただいております。最終本会議で決定がどうなるかわかりませんが、それ以後に、今、おっしゃった教育委員会に委ねられております件等については、我々も含めてまた議論してまいりたいと思っておりますので、委員の先生方、またよろしくお願いいたします。

他にございませんか。

【浦上教育推進担当部長】 先ほどの教科書採択、どうもありがとうございました。

先ほど教科書採択の中で、教育長の発言にもありましたけれども、平成23年に小学校で新学習指導要領がスタート、24年が中学校と。そして、来年から移行となってきます。教育課程を編成するに当たりまして、いろんな課題等もあります。教育委員会も、新学習指導要領の趣旨にのっとり原案を作成しながら、校長会へお諮りして、今年度8月に説明会がございますので、それ以後に9月から1カ月、2カ月の間に校長会と連携しながら、来年度、そして再来年度の教育課程の編成を組んでいきたいと思っておりますので、そのあたりのご了解を得たいと思ひまして、急ですけれども発言させていただきました。

よろしくお願いいたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、浦上部長から教育課程の編成について、校園長会との関係についてもご説明ございました。

【中原教育長】 特に、時間数が次年度、若干増えること、それから教育内容が、数学、理科あたりが付加されて、別冊ができるんかできんのか、ちょっとわからないですけども、その点も、できれば学校によって凹凸ができないように、よく校長会とご論議いただく中で、子どもたちの学力を高める方法について、ベストな方法を選択していただくように、よろしくお願いいたします。

【寺前委員長】 今、教育長からご指摘があった点も踏まえて、十分ご説明願ひたいと思

います。

よろしゅうございますか。他に何か報告事項等ございますか。ないですか。委員の先生方はいかがですか。

それでは、本日の会議につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

署名議員には百瀬委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして6月定例会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(署名) 寺前委員長

百瀬委員
